長崎県の項中「旧同郡鹿町町」の下に「、高島」を加え、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

熊本県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

大分県の項中「地無垢島」の下に「及び保戸島」を加え、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

宮崎県の項中「及び旧同郡北浦町」を「、旧同郡北浦町及び島野浦島」に改め、「（旧南那珂郡北郷町の区域に限る。）」を削り、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

鹿児島県の項中「旧曽於郡輝北町の区域に限る。）」を「旧曽於郡輝北町の区域に限る。）出水市（桂島の区域に限る。）」に、「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

沖縄県の項中「平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで」を「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」に改める。

○厚生労働省告示第百八十三号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第百二十四号）及び障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）の施行に伴い、並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。ただし、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）附則第六条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第二条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十条第一項又は第二十四条第一項の申請を行った者に係るこの告示による改正後の厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等の規定の適用については、同告示の規定中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号」とあるのは「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）による改正前の障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第六号」と、「第一条第六号」とあるのは「第二条第五号」と、「第一条第五号」とあるのは「第二条第四号」と、「第一条第四号」とあるのは「第二条第三号」と、「第一条三号」とあるのは「第二条二号」と、「第一条二号」とあるのは「第二条一号」とする。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

第一号中「心身の状態」を「支援の度合」に改め、「共同生活援助」の下に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。）」を加える。

第二号イの(1)中「八三、〇四〇単位」を「八三、六六〇単位」に改め、同イの(2)中「三二、九六〇単位」を「三三、二〇〇単位」に改め、同号ロの(1)中「六三、四〇〇単位」を「六三、八七〇単位」に改め、同ロの(2)中「三二、〇六〇単位」を「三二、二九〇単位」に改め、同号ハの(1)の㈠中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十四十号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号」に、「第二条第六号」を「第一条第七号」に、「四四、〇七〇単位」を「四四、二三〇単位」に改め、同(1)の㈡中「第二条第五号」を「第一条第六号」に、「三二、一一〇単位」を「三一、二二〇単位」に改め、同(1)の㈢中「第二条第四号」を「第一条第五号」に、「二四、八一〇単位」を「二四、九〇〇単位」に改め、同(1)の㈣中「第二条第三号」を「第一条第四号」に、「一九、八二〇単位」を「一九、八九〇単位」に改め、同ハの(2)中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同ハの(3)中「第11の1」を「第10の1」に、「第12の1」を「第11の1」に、「第13の1」を「第12の1」に、「第14の1」を「第13の1」に、「第15の1」を「第14の1」に改め、同(3)の㈠中「二四、四九〇単位」を「二四、五七〇単位」に改め、同(3)の㈡中「一七、八四〇単位」を「一七、九〇〇単位」に改め、同(3)の㈢中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同(3)の㈣中「一三、九四〇単位」を「一三、九九〇単位」に改め、同(3)の㈤中「一〇、八〇〇単位」を「一〇、八三〇単位」に改め、同ハの(4)中「第9の1の共同生活介護サービス費（以下「共同生活介護サービス費」という。）」を「第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の㈠中「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同(4)の㈡中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）を「指定障害福祉サービス基準」に、「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同㈡のａ中「一五、〇〇〇単位」を「一五、〇五〇単位」に改め、同㈡のｂ中「九、五四〇単位」を「九、五七〇単位」に改め、同㈡のｃ中「七、四四〇単位」を「七、四六〇単位」に改め、同(4)の㈢中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に、「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同(4)の㈣中「第9の1の共同生活介護サービス費のホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」を「第15の1の共同生活援助サービス費（以下「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改め、同(4)のａ中「一六、七八〇単位」を「一六、八四〇単位」に改め、同(4)のｂ中「一一、〇七〇単位」を「一一、一〇〇単位」に改め、同(4)のｃ中「九、〇〇〇単位」を「九、〇三〇単位」に改め、同(4)のｄ中「七、九一〇単位」を「七、九三〇単位」に改め、同(4)の㈤中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に、「三、六六〇単位」を「三、六七〇単位」に改め、同号ニの(1)の㈠中「二九、一七〇単位」を「二九、三〇〇単位」に改め、同(1)の㈡中「二二、四五〇単位」を「二二、五五〇単位」に改め、同(1)の㈢中「一六、八九〇単位」を「一六、九六〇単位」に改め、同(1)の㈣中「一二、五四〇単位」を「一二、五九〇単位」に改め、同(1)の㈤中「一五、九四〇単位」を「一六、〇一〇単位」に改め、同ニの(2)中「七、四九〇単位」を「七、五二〇単位」に改め、同ニの(3)の㈠中「一九、〇五〇単位」を「一九、一三〇単位」に改め、同(3)の㈡中「一五、八一〇単位」を「一五、八八〇単位」に改め、同(3)の㈢中「一二、四五〇単位」を「一二、五〇〇単位」に改め、同(3)の㈣中「九、五六〇単位」を「九、六〇〇単位」に改め、同(3)の㈤中「七、四九〇単位」を「七、五二〇単位」に改め、同(3)の㈥中「一五、九四〇単位」を「一六、〇一〇単位」に改め、同ニの(4)中「共同生活介護サービス費」を「共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の㈠中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改め、同(4)の㈡中「一八、一七〇単位」を「一八、一八〇単位」に改め、同(4)の㈢中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(4)の㈣中「六、六二〇単位」を「六、六三〇単位」に改め、同(4)の㈤中「経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費」を「経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費」に改め、同号ホの(1)の㈠中「一六、〇一〇単位」を「一六、〇六〇単位」に改め、同(1)の㈡中「一八、一七〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、同(1)の㈢中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(1)の㈣中「七、九六〇単位」を「八、〇〇〇単位」に改め、同(1)の㈤中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(1)の㈥中「一五、九四〇単位」を「一六、〇一〇単位」に改め、同(2)の㈠中「一九、八九〇単位」を「一九、九二〇単位」に改め、同(2)の㈡中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同(2)の㈢中「一三、六〇〇単位」を「一三、六四〇単位」に改め、同(2)の㈣中「一三、九九〇単位」を「一四、〇三〇単位」に改め、同(2)の㈤中「一〇、八三〇単位」を「一〇、八六〇単位」に改め、同(3)の㈠中「一二、八一〇単位」を「一二、八四〇単位」に改め、同(3)の㈡中「一一、六三〇単位」を「一一、六六〇単位」に改め、同(3)の㈢中「一二、四七〇単位」を「一二、五〇〇単位」に改め、同(3)の㈣中「八、四七〇単位」を「八、五〇〇単位」に改め、同(3)の㈤中「五、六六〇単位」を「五、七〇〇単位」に改め、同(3)の㈥中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(4)の㈠中「二四、九四〇単位」を「二五、〇七〇単位」に改め、同(4)の㈡中「一七、八四〇単位」を「一七、九〇〇単位」に改め、同(4)の㈢中「一三、六〇〇単位」を「一三、六四〇単位」に改め、同(4)の㈣中「一三、九四〇単位」を「一四、〇三〇単位」に改め、同(4)の㈤中「一〇、八三〇単位」を「一〇、八六〇単位」に改め、同ホの(1)の㈠中「二四、九四〇単位」を「二五、〇七〇単位」に改め、同(1)の㈡中「一七、八四〇単位」を「一七、九〇〇単位」に改め、同(1)の㈢中「一三、六〇〇単位」を「一三、六四〇単位」に改め、同(1)の㈣中「一三、九四〇単位」を「一四、〇三〇単位」に改め、同(1)の㈤中「一〇、八三〇単位」を「一〇、八六〇単位」に改め、同(2)の㈠中「一九、八九〇単位」を「一九、九二〇単位」に改め、同(2)の㈡中「一三、五六〇単位」を「一三、六〇〇単位」に改め、同(2)の㈢中「一三、六〇〇単位」を「一三、六四〇単位」に改め、同(2)の㈣中「一三、九九〇単位」を「一四、〇三〇単位」に改め、同(2)の㈤中「一〇、八三〇単位」を「一〇、八六〇単位」に改め、同(3)の㈠中「一二、八一〇単位」を「一二、八四〇単位」に改め、同(3)の㈡中「一一、六三〇単位」を「一一、六六〇単位」に改め、同(3)の㈢中「一二、四七〇単位」を「一二、五〇〇単位」に改め、同(3)の㈣中「八、四七〇単位」を「八、五〇〇単位」に改め、同(3)の㈤中「五、六六〇単位」を「五、七〇〇単位」に改め、同(3)の㈥中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(4)の㈠中「二四、九四〇単位」を「二五、〇七〇単位」に改め、同(4)の㈡中「一七、八四〇単位」を「一七、九〇〇単位」に改め、同(4)の㈢中「一三、六〇〇単位」を「一三、六四〇単位」に改め、同(4)の㈣中「一三、九四〇単位」を「一四、〇三〇単位」に改め、同(4)の㈤中「一〇、八三〇単位」を「一〇、八六〇単位」に改め、同ホの(1)の㈠中「一六、〇一〇単位」を「一六、〇六〇単位」に改め、同(1)の㈡中「一八、一七〇単位」を「一八、一六〇単位」に改め、同(1)の㈢中「一二、四六〇単位」を「一二、四七〇単位」に改め、同(1)の㈣中「七、九六〇単位」を「八、〇〇〇単位」に改め、